

第65回

定時株主総会招集ご通知



日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時



場所

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト
36階 スペース36L

議決権行使期限

2025年6月26日(木曜日)午後5時30分まで

目的事項

報告事項

- 第65期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第65期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

株主総会会場にご来場される株主様と、ご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会にご出席の株主様へお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



DAIHATSU

InfiniEarth



Provided by TAKARA Printing



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6023/>

ダイハツインフィニアース株式会社

証券コード 6023

トップメッセージ

TECHNOLOGY FOR THE EARTH

技術は地球を守るために。

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第65回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社はこれまで、「たくましい創造性と優れた技術を磨きあげ、社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願い、限りなく前進します」という企業理念のもと、社会インフラの一端を担う企業として、その責務を果たしてまいりました。温室効果ガスの削減や資源の有効利用など、持続可能な社会への貢献も、私たちの重要な使命の一つです。

2024年度の経済環境は、国内外ともに先行きの不透明感が続き、企業活動にも慎重さが求められる状況が続きました。造船・海運業界では、環境規制の強化や燃料転換の流れを受けて、技術革新と対応力が一層問われる局面を迎えています。

こうした変化の中にあって、当社グループは、中小型機関の需要拡大やメンテナンス関連の安定的な成長、内製化によるコスト競争力の強化、次世代燃料対応技術への取り組みなど、持続的な事業基盤の強化に努めてまいりました。

また、本年5月2日をもって、当社は「ダイハツディーゼル株式会社」から「ダイハツインフィニアース株式会社」へと社名を変更いたしました。「インフィニアース」には、「Infinity (永遠・無限)」と「Earth (地球)」を組み合わせ、技術革新を追求し、地球環境に新たな可能性を無限に与えるという強い意志を込めております。

これからも、理念に立脚しながら、多様なステークホルダーの皆さまと誠実に向き合い、着実な歩みを重ねることで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ダイハツインフィニアース株式会社 代表取締役社長

塚田 経伸



進む、 をつくる。

海を拓く。陸をもっと便利にする。

わたしたちがつくってきたもの。

それは、社会を豊かにする推進力。

これからは、ただ前に進むだけでなく「持続可能な形で」進んでいきたい。

人々の想いを叶えていく決意が、INFINITYとEARTHを合わせたわたしたちの
あたらしい社名には、込められています。

環境負荷の低い新燃料や電力化に対応しながら、技術を、豊かな暮らしのために。
ずっと続いていく地球のために。進む。

ひとりひとりの、社会の、その意思をカタチに。

わたしたちの仕事が、新たな歴史につながっていくと信じて。

企業理念

私たちはたくましい創造性とすぐれた技術を
磨きあげ、社会を豊かにする価値を提供し、
人々との共生を願い、限りなく前進します。

存在意義 (パーパス)

TECHNOLOGY FOR THE EARTH

技術は地球を守るために。

海上物流やエネルギー供給という社会インフラの一端を担い、
地球環境を守る社会的責任を認識し、
社会の発展に貢献し続ける

招集ご通知

株主各位

証券コード 6023

2025年6月6日

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

ダイハツインフィニアース株式会社

取締役社長 堀田 佳伸

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.d-infi.com/ir/stock/meeting.html>



また、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（ダイハツインフィニアース）または証券コード（6023）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス) <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



ネットで招集
サイト <https://s.srdb.jp/6023/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

(インターネット・郵送による議決権行使方法は3頁から5頁をご参照ください。)

敬 具

記

1 日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2 場所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号 梅田スカイビルタワーウエスト36階 スペース36 L
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3 目的事項

報告事項

1. 第65期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件 |

4 招集にあたっての決定事項

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

(2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料[※]の電子提供制度が開始されました。法改正にかかわらず、当社の本定時株主総会にかかる株主総会資料は、一律に従前どおり書面でお送りさせていただきます。

※株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類および連結計算書類を指します。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1 インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年 6月26日（木曜日）午後5時30分まで

詳細は、5ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。



「ネットでお集り」のご案内

本お集りご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン・タブレット端末でも快適にご覧いただけます。

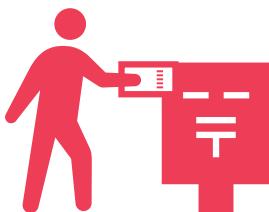
以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。



<https://s.srdb.jp/6023/>

「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年 6月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

3

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

重複して行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

事前質問受付のご案内

本定時株主総会に先立ち、株主様から事前にご質問をお受けいたします。掲載のQRコードもしくはURLよりアクセスし、株主番号（議決権行使書用紙の上部に記載されております）、氏名をご入力の上、質問内容をご入力ください。

受付期間

2025年6月6日（金曜日）午前9時から 2025年6月20日（金曜日）午後5時30分まで

※ご質問は本株主総会の報告事項および決議事項に関する内容に限らせていただきます。ご質問は、株主様お一人につき2問までとし、入力文字数は1問につき100文字までとさせていただきます。株主番号、氏名を正確に入力されていないご質問は、お受けいたしかねます。

※事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本定時株主総会当日に会場にて回答させていただく予定です。すべてのご質問に対して回答するものではありません。

また、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

事前質問受付専用サイト

<https://forms.office.com/r/rxJujweqmq>



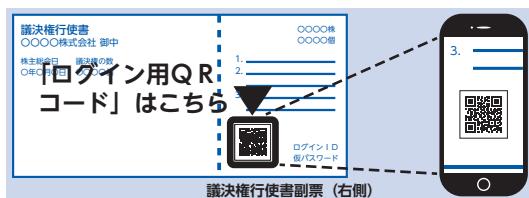
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで**に、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

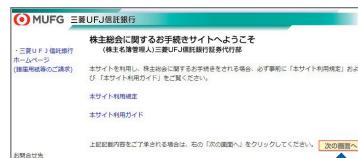
システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

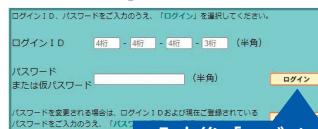
議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金62円

総額1,574,761,250円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

今後の安定的かつ継続的な配当や自己株式の消却など、資本政策の選択肢を確保するため、以下のとおり別途積立金を全額取り崩しさせていただきたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 33,590,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 33,590,000,000円

第2号議案

取締役10名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	再任	ほつ た よしのぶ 堀田 佳伸	男性	代表取締役 取締役社長	14回/14回 (100%)
2	再任	もり もと くに ひろ 森本 国浩	男性	代表取締役 取締役副社長 社長補佐	14回/14回 (100%)
3	再任	さ なが とし き 佐長 利記	男性	取締役専務執行役員 東京支社長、営業統括本部 担当	14回/14回 (100%)
4	再任	みず しな たか し 水科 隆志	男性	取締役常務執行役員 守山事業所長、管理統括本部、 安全衛生・環境室、監査室 担当	14回/14回 (100%)
5	再任	はや た よう いち 早田 陽一	男性	取締役常務執行役員 技術統括本部長	14回/14回 (100%)
6	再任	あさ だ ひで き 浅田 英樹	男性	取締役常務執行役員 生産調達統括本部長	14回/14回 (100%)
7	再任 社外 独立	たけ だ ち ほ 竹田 千穂	女性	取締役	14回/14回 (100%)
8	再任 社外 独立	さ とう ひろ あき 佐藤 宏明	男性	取締役	14回/14回 (100%)
9	再任 社外 独立	さか い だ ひろ ゆき 酒井田 浩之	男性	取締役	11回/11回 (100%)
10	新任 社外 独立	かんの ひで お 菅野 秀夫	男性	—	— —

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

ほった よしのぶ
堀田 佳伸

(1966年1月30日生)

再任

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



略歴および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2017年6月 当社取締役
2018年6月 当社取締役常務執行役員
2019年6月 当社取締役副社長
2020年6月 当社取締役社長（現職）

重要な兼職の状況

ダイハツインフィニアース梅田シティ(株) 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長として、グループ全体を牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有しています。また、優れた経営執行力とリーダーシップを発揮し、中長期ビジョン実現のため、グループを牽引してまいりました。製造・品質管理分野を始め、当社事業全般に関する豊富な実績と経験を活かし、多様な価値観を受け入れながら高い経営能力を発揮する点はより一層の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

121,800株

当社における地位および担当

取締役社長（代表取締役）

候補者番号

2

もりもと くにひろ
森本 国浩

(1965年7月5日生)

再任



略歴および重要な兼職の状況

1988年4月	ダイハツ工業(株)入社	2021年6月	当社社外監査役
2017年4月	同社執行役員 C S本部担当	2022年1月	ダイハツ工業(株)幹部職 営業C S本部統括部長
2019年1月	同社幹部職 海外事業本部長、カスタマーサービス本部 副本部長	2023年6月	当社取締役副社長（現職）
2021年1月	同社幹部職 カスタマーサービス本部長		

取締役候補者とした理由

当社の取締役副社長として、グループ経営における事業成長と経営基盤・ガバナンスの強化など、優れた経営執行力を発揮し、中長期ビジョンの推進を担ってまいりました。

製造業において長年にわたる業務経験で培われた豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、これらの広範な知識と深い見識は当社グループの持続的な企業発展に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

14,300株

当社における地位および担当

取締役副社長（代表取締役）
[担当]
社長補佐

候補者番号

3

さなが としき
佐長 利記

(1970年1月22日生)

再任



所有する当社株式の数

43,300株

当社における地位および担当

取締役専務執行役員

[担当]

東京支社長、営業統括本部 担当

略歴および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社

2020年6月 当社取締役常務執行役員

2024年6月 当社取締役専務執行役員（現職）

取締役候補者とした理由

当社の取締役として高い統率力を発揮し、豊富なマネジメント経験から主力事業の業容拡大を軸とした新規事業の構築を推進しております。営業部門や監査部門を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しており、多岐に亘る事業拡大に貢献した実績に基づく優れた見識は当社グループのさらなる事業発展に寄与すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

みずしな たかし
水科 隆志

(1970年4月13日生)

再任



所有する当社株式の数

50,400株

当社における地位および担当

取締役常務執行役員

[担当]

守山事業所長、管理統括本部、安全衛生・環境室、監査室 担当

略歴および重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社

2019年6月 当社取締役常務執行役員（現職）

取締役候補者とした理由

当社の取締役として多角的な視点からグループ全体のガバナンス体制構築を図っております。管理部門を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有し、主力事業の業容拡大およびデジタル技術を活用した当社グループの管理機能の強化に貢献しております。また、リスクマネジメントにおいても優れた判断力を発揮している点を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

はやた よういち
早田 陽一

(1969年7月15日生)

再任

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



略歴および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2019年6月 当社取締役常務執行役員
2021年6月 当社常務執行役員
2023年6月 当社取締役常務執行役員（現職）

重要な兼職の状況

アイ・イー・テクニカル(株) 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の取締役として技術・研究開発分野を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知見を有しているとともに、次世代燃料対応機関の開発を先導する役割を果たしております。また、新たな事業の創出に貢献し、今後の当社グループにおける持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

38,300株

当社における地位および担当

取締役常務執行役員
【担当】
技術統括本部長

候補者番号

6

あさだ ひでき
浅田 英樹

(1969年8月29日生)

再任



略歴および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2019年6月 当社取締役常務執行役員
2021年6月 当社常務執行役員
2023年6月 当社取締役常務執行役員（現職）

取締役候補者とした理由

当社の取締役として製造・品質管理分野を始めとした、幅広い業務執行の経験と知見に加え、製造プロセスの最適化と製品品質の向上を先導する役割を果たしております。これらを活かした多角的な視座は、当社グループにおける持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

37,200株

当社における地位および担当

取締役常務執行役員
【担当】
生産調達統括本部長

候補者番号

7

たけだ ちほ
竹田 千穂

(1973年2月9日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

0株

当社における地位および担当

取締役

略歴および重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）
三宅法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所

2020年6月 ㈱ニチダイ 社外取締役（現職）
2022年6月 京阪神ビルディング㈱ 社外取締役（現職）

2016年5月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー（現職）
2023年6月 当社社外取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は法律分野の専門的な知見をいかし、当社のコーポレートガバナンス強化に貢献いただいております。また、豊富な経験と見識に基づき経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役として会社経営を経験されており、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

8

さとう ひろあき
佐藤 宏明

(1960年1月29日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

0株

当社における地位および担当

取締役

略歴および重要な兼職の状況

1982年4月 キヤノン(株)入社
2004年2月 同社 先端技術研究本部 MRシステム開発センター所長

2015年7月 同社 デジタルシステム開発本部 副本部長
2019年3月 同社 常勤監査役

2008年1月 同社 映像情報技術開発センター 所長
2023年6月 当社社外取締役（現職）

2012年7月 同社 デジタルシステム開発本部 アドバンスIRT開発センター 所長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ICT（情報通信技術）および研究開発分野における高い知識と数多くの実務実績による豊富な経験に基づき、その見識を当社の経営にいかしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は主にデジタル分野を始めとする高度な専門性と幅広い知見から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社において監査役として会社経営に関与され、職務執行の監査に係る知見や製造業での豊富な経験と技術に関する高い見識を有しておられ、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

9

さか い だ ひろ ゆき

酒井田 浩之 (1966年2月10日生)

再任

社外

独立

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



所有する当社株式の数

0株

当社における地位および担当

取締役

略歴および重要な兼職の状況

1991年4月	(株)野村総合研究所入社	2017年12月	マッコーリーキャピタル証券会社 東京支店入社
2000年3月	パリバ証券会社東京支店(現BNP パリバ証券(株))入社	2023年2月	日本蓄電(株)代表取締役
2002年7月	リーマン・ブラザーズ証券(株)入社	2024年3月	同社アドバイザー
2005年6月	クレディ スイス ファースト ボ ストン証券会社東京支店(現クレ ディ・スイス証券(株))入社	2024年3月	(株)ストラテジー・アドバイザーズ シニアコンサルタント
2007年12月	ゴールドマン・サックス証券(株)入 社	2024年6月	当社社外取締役(現職)
		2024年9月	(株)ストラテジー・アドバイザーズ 副社長執行役員(現職)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

証券アナリストとして株式調査部門およびインフラ投資部門の要職を歴任し、企業分析における豊富な経験を有しており、かつ、特にエネルギー関連における高度な知識と深い見識を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は幅広い知見から持続的成長と企業価値向上、監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社において代表取締役として会社経営を経験されており、ならびにエネルギー分野における専門的見地を有していることから、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

10

かんの ひで お
菅野 秀夫

(1957年11月16日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数

2,000株

当社における地位および担当

—

略歴および重要な兼職の状況

1981年4月	三菱商事(株)入社
2016年6月	南海化学(株)取締役
2017年4月	同社代表取締役社長執行役員
2024年7月	同社会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社における豊富な実務経験および化学品事業の代表取締役社長執行役員としての経営実績に裏打ちされた高い見識と専門性を、当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。選任後は、主に海外展開を含む事業戦略や経営管理に関する実務経験を活かし、経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、多様な業界における知見とともに、製造業の事業構造や経営課題に対する深い理解を有しておられ、当社の持続的成長とガバナンス体制の充実に資するものと総合的に勘案したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹田千穂氏、佐藤宏明氏、酒井田浩之氏および菅野秀夫氏は社外取締役候補者であります。なお、竹田千穂氏、佐藤宏明氏および酒井田浩之氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、菅野秀夫氏が社外取締役に選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指名する予定であります。
3. 竹田千穂氏は、2025年6月26日付で、永大産業株式会社の社外監査役に就任予定です。
4. 菅野秀夫氏は、2025年6月26日付で、株式会社オーケーエムの社外取締役に就任予定です。
5. 竹田千穂氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
6. 佐藤宏明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
7. 酒井田浩之氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
8. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、竹田千穂氏、佐藤宏明氏および酒井田浩之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、菅野秀夫氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

スキル・マトリックスについて

各スキルについては、取締役会に求められる機能、経営戦略との整合性および事業特性の観点から特定しており、スキルごとの定義および保有判断の目安を設定しております。各スキルの有無の判断に際しては、特に高い実績、豊富な経験、高度な見識等を有しているか否かを目安としています。

特に期待するスキル・専門分野

氏名	役位	社外	企業経営・経営戦略	ESG・サステナビリティ	技術・研究開発	製造・品質管理	営業・マーケティング	人事・人材開発	財務・ファイナンス	ICT・DX	グローバルビジネス	法務・コンプライアンス
堀田 佳伸	代表取締役社長		●	●		●					●	
森本 国浩	代表取締役副社長		●			●	●				●	
佐長 利記	取締役		●				●			●	●	
水科 隆志	取締役		●					●	●			●
早田 陽一	取締役		●	●	●							
浅田 英樹	取締役		●	●		●	●					
竹田 千穂	取締役	○ 独立	●									●
佐藤 宏明	取締役	○ 独立	●							●	●	
酒井田浩之	取締役	○ 独立	●	●					●			
菅野 秀夫	取締役	○ 独立	●								●	●

(注) 取締役候補者に特に期待するスキル等のうち、主なものを最大4つまで●印を記載しており、各氏が有するすべての知見を表すものではありません。

本総会終結の時をもって、監査役 中谷信樹氏が辞任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役 中谷信樹氏の任期が満了する第66回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

こほり こういち
小堀 孝一

(1959年2月7日生)

新任

社外

独立

略歴および重要な兼職の状況

1981年11月	ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 (現 KPMG) 入所	2003年9月	有限責任 あずさ監査法人 代表社員
1986年5月	公認会計士登録	2023年7月	小堀孝一公認会計士事務所 代表 (現職)
1996年10月	センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員		



重要な兼職の状況

小堀孝一公認会計士事務所 代表

所有する当社株式の数

0株

社外監査役候補者とした理由

公認会計士として長年にわたって培われた専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、主に財務の観点から経営全般の監督機能の強化ならびにチェック機能を果たしていただくに資すると判断したため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

当社における地位

—

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小堀孝一氏は新任の社外監査役候補者であります。
なお、小堀孝一氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、同氏が社外監査役に選任された場合は、東京証券取引所が定める独立役員として指名する予定であります。
3. 責任限定契約の内容の概要について
候補者小堀孝一氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額であります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重大過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

候補者小堀孝一氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考 監査役会の構成

第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結時点において、監査役は社外監査役2名を含む3名となり、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数
現任 まさ だ あつ み 正 田 敦 己	男性	監査役	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)
現任 社外 独立 まつ ばら よし ひろ 松 原 佳 弘	男性	監査役	11回/11回 (100%)	10回/10回 (100%)
新任 社外 独立 こ ほり こう いち 小 堀 孝 一	男性	—	—	—

当事業年度末における取締役10名（うち社外取締役4名）および監査役3名に対して、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額139,650千円（社外取締役を除く取締役分130,700千円、社外取締役分6,400千円、監査役分2,550千円）を支給いたしたいと存じます。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は「事業報告 4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

（役員賞与金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用環境や所得水準の改善を背景に、概ね緩やかな回復基調を維持しました。一方で、エネルギー価格の高止まりや円安の長期化に伴うコスト負担の増加等が、企業収益や消費マインドに対して下押し圧力となっており、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

世界経済におきましては、中国では不動産市場の低迷や内需の回復の遅れが景気の重荷となる中、政府による景気刺激策が一定の下支えとなりました。米国では雇用の堅調さと個人消費の持ち直しを背景に緩やかな成長が続く一方で、欧州では外需低迷による製造業の不振やエネルギー価格の上昇が企業活動や消費に影響を与え、景気の減速感が広がりました。加えて、ウクライナ情勢や中東の地政学的リスク、米国の通商政策の不確実性などが重なり、全体としては引き続き不安定な状況にあります。

当社の主要な販売先である造船・海運業界におきましては、環境規制の強化や地政学的リスクの高まりを背景に、事業環境が大きく変化しました。造船業界では、省エネ性能や次世代燃料への対応が求められ、脱炭素に向けた技術開発と新造船の建造が引き続き堅調に推移しました。海運業界においても、LNG燃料船等の導入を通じて、老朽化した船舶の代替や性能向上が図られる等、船舶の刷新が進められています。

このような企業環境下、当社グループにおきましては、ばら積み船向けを中心とした中小型機関の需要拡大を着実に取り込むとともに、メンテナンス関連も引き続き堅調に推移しております。また、原材料価格の高騰が続く中、コスト競争力の強化を目的として内製化を進め、生産効率と収益率の向上を図っております。さらに、将来的な成長を見据え、次世代燃料対応機関の開発および柔軟な生産体制の構築に向けた設備投資を計画的に進めており、新造船需要への対応力を高めることで、持続的な収益基盤の強化に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度における連結売上高は88,781百万円（前期比8.6%増）となり、利益面におきましては、営業利益は7,634百万円（前期比47.0%増）、経常利益は7,603百万円（前期比37.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、5,717百万円（前期比11.0%増）になりました。

なお、当連結会計年度の当社および連結グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

<内燃機関部門>

イ) 船用機関関連

機関売上および、メンテナンス関連売上の増加ならびに為替の影響等により、売上高は72,950百万円（前期比6.9%増）、セグメント利益は9,223百万円（前期比48.3%増）となりました。

ロ) 陸用機関関連

機関売上は増加したものの、一部の物件の採算性が悪化したこと等により、売上高は11,543百万円（前期比15.9%増）、セグメント利益は1,712百万円（前期比3.7%減）となりました。

従いまして、当部門の売上高は84,493百万円（前期比8.0%増）、セグメント利益は10,936百万円（前期比36.8%増）となりました。

<その他の部門>

イ) 産業機器関連

アルミホイール部門に関しましては、販売数の増加により売上高、セグメント利益とも増加となりました。

ロ) 不動産賃貸関連

不動産賃貸関連に関しましては、売上高は微減となり、セグメント利益は減少となりました。

ハ) 売電関連

売電関連に関しましては、売上高、セグメント利益とも増加となりました。

ニ) 精密部品関連

精密部品関連に関しましては、売上高は増加となり、セグメント利益は微増となりました。

従いまして、当部門の売上高は4,287百万円（前期比20.9%増）、セグメント利益は477百万円（前期比9.3%増）となりました。

当社グループは、「私たちは、たくましい創造性とすぐれた技術を磨き上げ、社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願い、限りなく前進します」という企業理念を掲げ、船用機関による海上物流の安定、陸用機関を通じた常用・非常用電源の確保等、海と陸の両方から人々の安心安全な暮らしを支えてまいりました。

この志のもと、急速に変化する外部環境の中にあっても、持続的な成長と社会的使命の両立を見据え、事業構造の進化と経営基盤の強化を着実に進めております。

企業競争力の根幹である人材については、自律的に考え行動できる企業文化の定着を目指すとともに、多様なバックグラウンドを持つ人材が能力を最大限に発揮できる環境づくりを進め、人的資本への戦略的な投資を本格化させております。

加えて、DXの推進にも注力し、AIやIoTの活用により業務効率の向上やサポート機能の拡充を図ると同時に、デジタル技術を活用した新たなソリューションの開発にも取り組み、業務改革と事業変革の両輪で競争力の強化を図っております。

技術開発では、次世代燃料対応機関の早期実用化と市場投入を目指し、全社横断の体制で開発を加速させております。さらに、品質管理体制の強化にも注力し、高い信頼性を得られる商品の安定供給にも取り組んでおります。

あわせて、ガバナンス体制の強化や経営の透明性向上にも努め、国内外のステークホルダーとの強固な信頼関係の構築を図っております。

こうした変革を象徴する取り組みの一環として、2025年5月2日より、当社は新たな社名「ダイハツインフィニアース」へ移行いたしました。この名称は、「永遠・無限 (Infinity)」と「地球 (Earth)」を掛け合わせた造語であり、技術革新を追求し地球環境に新たな可能性を無限に与えるという強い意志を込めております。

今後も当社グループは、事業活動全般において環境と社会への配慮を重視しながら、グローバルな競争力を強化させ、サステナブルな企業としての責任を果たしてまいります。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

部門	期別 第64期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第65期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	前期比 増減 (△) 額
内 燃 機 関 部 門			
舶 用 機 関 関 連	68,269	72,950	4,680
陸 用 機 関 関 連	9,959	11,543	1,583
計	78,229	84,493	6,264
そ の 他 の 部 門	3,546	4,287	741
合 計	81,775	88,781	7,005

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,808百万円であります。その主な内容は、新燃料対応機関の製造を目的とした姫路工場の増設工事、ならびに日本ノズル精機株式会社の新工場移転に向けた土地の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2022年11月に中長期ビジョン『POWER! FOR ALL beyond 2030』を公表し、2050年までの中長期的な事業戦略を示しました。次世代燃料への対応により海運業界・船用業界におけるネットゼロエミッションに貢献し、さらにサービタイゼーションやより広範な新しいソリューションの提供を通じて、事業規模の拡大を目指してまいります。

事業戦略では(1)カーボンニュートラル・気候変動に向けた取り組み、(2)環境変化に即した収益体質強化、(3)マネジメント改革の3項目を最優先課題と位置づけ、昨年11月に2031年3月期の財務目標を上方修正し、売上高1,200億円、営業利益90億円、ROE9.5%以上の達成を目指しております。

(1) カーボンニュートラル・気候変動に向けた取り組み

造船・海運業界ではGHG削減に貢献すべく、次世代燃料対応機関開発に現在注力しており、メタノール、アンモニアはそれぞれ2026年、2028年の商用出荷を進めております。2026年の次世代燃料機関組立、試運転工程を追加するため、姫路工場のエリア拡張投資を現在実施しております。

陸用分野では、公共インフラの老朽化とゲリラ豪雨等の気候変動が同時並行で進む中、人々の安心安全を確保する取り組みとして、機関納入、メンテナンスに加え、遠隔監視ソリューションや事業ノウハウを活用したインフラ整備にも業容を拡大してまいります。

(2) 環境変化に即した収益体質強化

当社を取り巻く経営環境は目まぐるしく変化し続けています。機関販売では当社の主要市場である造船業界における中国造船所へのシェアシフト、船主の投資判断の動向、環境規制地政学的事業に起因し、受注が活発な船種やその規模が短期的に大きく変動します。こうした状況にフレキシブルに対応しながら収益体質強化を図るため、ものづくりの面では調達安定化と内製化を推進し、プロダクトミックスに対応した守山・姫路の生産体制を再構築してまいります。

メンテナンス分野では、AIやIoTの活用により、営業活動への活用がメインとなっていた機関別データ統合基盤を生産・調達・販売・財務・アフタサービスの各プロセスにも拡張して再構築し、バリューチェーン全体の競争力強化を目指します。さらにこのデータ基盤を活用し、包括メンテナンス契約等を通じて、お客様への価値提供の機会を増やし、サービタイゼーション事業の強化を図ってまいります。

(3) マネジメント改革

当社は本年5月、商号を「ダイハツインフィニアース株式会社」へと改め、目指すべき企業像を明確に掲げ、経営体制の刷新に取り組んでおります。

この社名変更は、将来に向けた変革の意志を内外に示すものであり、企業風土そのものを変革するきっかけと捉えております。現在、ガバナンス体制の再整備を進めており、社外取締役の知見を積極的に経営判断に取り入れる等、経営の透明性と意思決定の質の向上を図っております。

また、次世代リーダーの育成を柱とした人材マネジメント改革にも着手しております。グローバル展開や事業領域の多様化に対応できる人材像を再定義し、役割・成果に基づく評価制度の見直しや、階層別・職能別の教育体系の再構築を進めております。社員一人ひとりが変革の担い手として自律的に動ける組織文化を醸成してまいります。

当社はこれからの10年を、「変化を恐れず、挑戦し続ける企業」へと進化する期間と位置づけております。新たな社名のもと、マネジメント改革を実行し、持続的な成長と健全な企業統治の両立を実現してまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第62期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第63期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第64期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第65期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	57,599百万円	72,113百万円	81,775百万円	88,781百万円
経常利益	2,506百万円	3,660百万円	5,546百万円	7,603百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,968百万円	2,948百万円	5,149百万円	5,717百万円
1株当たり当期純利益	62円01銭	93円37銭	162円87銭	180円92銭
総資産	89,268百万円	95,377百万円	101,428百万円	96,107百万円
純資産	43,069百万円	45,724百万円	50,843百万円	44,206百万円
1株当たり純資産	1,354円99銭	1,446円90銭	1,604円88銭	1,738円36銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	50百万円	100%	倉庫内管理請負業
ダイハツディーゼル東日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの中国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの四国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼルの西日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ディーエス商事株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の運送取扱
ダイハツディーゼル姫路株式会社	300百万円	100%	内燃機関および同部品の製造
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	50百万円	100%	貸事務所業
日本ノズル精機株式会社	42百万円	93.9%	燃料噴射系精密部品の開発・生産・販売
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	\$2,000,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	STG £ 50,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	US\$100,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	US\$200,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業

- (注) 1. ダイハツディーゼル部品サービス株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース部品サービス株式会社に商号変更しております。
2. ダイハツディーゼル東日本株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース東日本株式会社に商号変更しております。
3. ダイハツディーゼルの中国株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース中国株式会社に商号変更しております。
4. ダイハツディーゼルの四国株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース四国株式会社に商号変更しております。
5. ダイハツディーゼルの西日本株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース西日本株式会社に商号変更しております。
6. ダイハツディーゼル姫路株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース姫路株式会社に商号変更しております。
7. ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース梅田シティ株式会社に商号変更しております。
8. DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD. は、2025年5月2日に DAIHATSU INFINEARTH (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.に商号変更しております。
9. DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.は、2025年5月2日に DAIHATSU INFINEARTH (EUROPE) LTD.に商号変更しております。
10. DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.は、2025年5月2日に DAIHATSU INFINEARTH (AMERICA) ,INC.に商号変更しております。
11. DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD. は、2025年5月2日に DAIHATSU INFINEARTH (SHANGHAI) CO.,LTD.に商号変更しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

④その他

当社は、1982年1月より、安慶中船柴油機有限公司（中国）および陝西柴油機重工有限公司（中国）に対して内燃機関の一部機種において、技術供与を行っております。

(7) 主要な事業内容

区	分	主要品目
内燃機関部門	(船用・陸用機関関連)	船用ディーゼルエンジン、陸用ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、内燃機関部品
その他の部門	(産業機器・不動産賃貸・売電・精密部品関連等)	アルミホイール、貸事務所業、太陽光発電事業、燃料噴射系装置等

(8) 主要な営業所および工場

①当 社 本 社 大阪市北区
支 社 東京都中央区
支 店 仙台支店(仙台市)
名古屋支店(名古屋市)
四国支店(愛媛県今治市)
九州支店(福岡市)

工 場 守山第一工場(滋賀県守山市)
守山第二工場(滋賀県守山市)
姫路工場(兵庫県姫路市)

②子会社

会 社 名	所 在 地	
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	本社	滋賀県守山市
ダイハツディーゼル東日本株式会社	本社	東京都台東区
ダイハツディーゼル中日本株式会社	本社	広島県福山市
ダイハツディーゼル四国株式会社	本社	愛媛県今治市
ダイハツディーゼル西日本株式会社	本社	福岡県福岡市
ディーエス商事株式会社	本社	大阪市北区
ダイハツディーゼル姫路株式会社	本社	兵庫県姫路市
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	本社	大阪市北区
日本ノズル精機株式会社	本社	埼玉県久喜市
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	本社	シンガポール
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	本社	英国 ロンドン
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	本社	米国 ニューヨーク
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	本社	中国 上海

- (注) 1. ダイハツディーゼル部品サービス株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース部品サービス株式会社に商号変更しております。
2. ダイハツディーゼル東日本株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース東日本株式会社に商号変更しております。
3. ダイハツディーゼル中日本株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース中日本株式会社に商号変更しております。
4. ダイハツディーゼル四国株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース四国株式会社に商号変更しております。
5. ダイハツディーゼル西日本株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース西日本株式会社に商号変更しております。
6. ダイハツディーゼル姫路株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース姫路株式会社に商号変更しております。
7. ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース梅田シティ株式会社に商号変更しております。
8. DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD. は、2025年5月2日にDAIHATSU INFINEARTH (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.に商号変更しております。
9. DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.は、2025年5月2日にDAIHATSU INFINEARTH (EUROPE) LTD.に商号変更しております。
10. DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.は、2025年5月2日にDAIHATSU INFINEARTH (AMERICA) ,INC.に商号変更しております。
11. DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD. は、2025年5月2日にDAIHATSU INFINEARTH (SHANGHAI) CO.,LTD.に商号変更しております。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減
1,377名	50名増

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
891名	32名増	41.5歳	15.7年

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,620
株式会社三井住友銀行	2,421
株式会社りそな銀行	1,225
株式会社滋賀銀行	1,061
株式会社伊予銀行	998

百万円

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 80,000千株 (1 単元：100株)
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 31,850千株 (うち自己株式6,450,625株)
 (3) 株主数 6,161名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ダ イ ハ ッ 工 業 株 式 会 社	6,435	25.3
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS. CORP.	3,942	15.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	740	2.9
BNP PARIBAS SYDNEY/2S/JASDEC/AUSTRALIAN RESIDENTS	671	2.6
株 式 会 社 り そ な 銀 行	590	2.3
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	519	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	514	2.0
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社	489	1.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	389	1.5
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	335	1.3

(注) 持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	株	名
取締役 (社外取締役を除く)	23,400	6

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	堀田 佳伸	指名・報酬諮問委員会委員長	ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長
取締役副社長 (代表取締役)	森本 国浩	社長補佐	
取締役 (専務執行役員)	佐長 利記	東京支社長、営業統括本部 担当	
取締役 (常務執行役員)	水科 隆志	守山事業所長、管理統括本部、 安全衛生・環境室、監査室 担当	
取締役 (常務執行役員)	早田 陽一	技術統括本部長	ディー・ディー・テクニカル(株) 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	浅田 英樹	生産調達統括本部長	
取締役	津田 多聞	指名・報酬諮問委員会委員	津田公認会計士事務所代表
取締役	竹田 千穂	指名・報酬諮問委員会委員	
取締役	佐藤 宏明	指名・報酬諮問委員会委員	
取締役	酒井田 浩之	指名・報酬諮問委員会委員	
常勤監査役	正田 敦己		
監査役	松原 佳弘		
監査役	中谷 信樹		

- (注) 1. 取締役 津田多聞氏、竹田千穂氏、佐藤宏明氏および酒井田浩之氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 松原佳弘氏および中谷信樹氏は、社外監査役であり、うち松原佳弘氏は(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 正田敦己氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 取締役 酒井田浩之氏、監査役 松原佳弘氏および中谷信樹氏は、2024年6月27日開催の第64回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
- (2) 取締役 木下茂樹氏は、2024年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- (3) 監査役 別野則英氏および中川仁志氏は、2024年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
5. ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社は、2025年5月2日にダイハツインフィニアース梅田シティ株式会社に変更しております。
6. ディー・ディー・テクニカル株式会社は、2025年5月2日にアイ・イー・テクニカル株式会社に変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役および監査役を被保険者として、保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法については、役員報酬内規に基づき、当社の業績、経営環境、世間水準等を考慮して適正な水準とすることとしており、株主総会で決定された総額の範囲内において決定しております。

取締役の個人別の報酬については、2021年2月25日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議により個別に決定しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等の額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。

また、当該報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の当社第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、譲渡制限付株式の割り当てのための金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社においては、上記の役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。構成員は、代表取締役1名（取締役社長 堀田佳伸氏）および独立社外取締役4名（津田多聞氏、竹田千穂氏、佐藤宏明氏、酒井田浩之氏）で構成されています。

なお、報酬の具体的決定につきましては、指名・報酬諮問委員会の意見交換および内容確認を行ったうえで、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	296	255	—	40	7
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	—	1
社外取締役	26	26	—	—	4
社外監査役	6	6	—	—	4

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のうち非金銭報酬等は、株式報酬であります。
3. 株主総会決議による報酬限度額（会社法第361条第1項第1号）は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません。）年額250百万円以内、監査役年額50百万円以内であります。
4. 上記3の報酬とは別枠で、第64回定時株主総会第5号議案「役員賞与支給の件」において、役員賞与総額125百万円を決議しております。
5. 上記3の報酬とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、譲渡制限付株式の割り当てのための金銭報酬債権の総額は、年額80百万円以内であります。
6. 上記の支給人員および報酬等の額には、2024年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名を含んでおります。なお、事業年度末現在の人数は、取締役10名および監査役3名であります。
7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑤非金銭報酬等の内容

当社の社外取締役を除く取締役が株主とのより一層の価値共有を高めるとともに、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当該株式報酬の交付状況は、2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 に記載のとおりです。

（5）社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先名	兼職の内容
社外取締役	津田多聞	津田公認会計士事務所	代表

(注) 当社と津田公認会計士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	津 田 多 聞	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において財務および企業経営に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するために必要な発言、助言等を行い、取締役会において議決権を行使しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	竹 田 千 穂	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において企業法務に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等を行い、取締役会において議決権を行使しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	佐 藤 宏 明	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主にICTおよびDX分野に関する専門的見地から、取締役会においてデジタルと企業経営双方に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等を行い、取締役会において議決権を行使しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	酒 井 田 浩 之	<p>就任後の取締役会に11回中11回(100%)出席し、主に証券アナリストとして株式調査部門およびインフラ投資部門、特にエネルギー関連における高度な知識と深い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等を行い、取締役会において議決権を行使しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
社外監査役	松 原 佳 弘	<p>就任後の取締役会に11回中11回(100%)出席、また、就任後開催の監査役に10回中10回(100%)出席し、主に職務執行の監査に係る知見や技術開発部門および生産技術部門における高度な知識と深い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>
	中 谷 信 樹	<p>就任後の取締役会に11回中11回(100%)出席、また、就任後開催の監査役に10回中10回(100%)出席し、主にダイハツ工業株式会社で要職を歴任し培った高度な知識と深い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	52百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.ほか重要な海外子会社は、他の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき調査し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることが妥当かどうか監査役会にて審議いたします。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	63,573
現金及び預金	21,521
受取手形、売掛金及び契約資産	20,976
棚卸資産	16,907
その他	4,177
貸倒引当金	△10
固定資産	32,534
有形固定資産	25,889
建物及び構築物	8,834
機械装置及び運搬具	5,950
土地	5,960
建設仮勘定	3,862
その他	1,281
無形固定資産	535
投資その他の資産	6,109
投資有価証券	1,472
繰延税金資産	4,077
その他	562
貸倒引当金	△2
資産合計	96,107

科目	金額
負債の部	
流動負債	31,722
支払手形及び買掛金	5,656
電子記録債務	6,707
短期借入金	3,743
リース債務	60
未払法人税等	1,357
未払費用	6,291
賞与引当金	1,286
役員賞与引当金	156
その他	6,462
固定負債	20,179
長期借入金	10,485
リース債務	60
退職給付に係る負債	6,930
役員退職慰労引当金	58
その他	2,644
負債合計	51,901
純資産の部	
株主資本	42,766
資本金	2,434
資本剰余金	2,236
利益剰余金	49,298
自己株式	△11,202
その他の包括利益累計額	1,386
その他有価証券評価差額金	676
繰延ヘッジ損益	61
為替換算調整勘定	223
退職給付に係る調整累計額	426
非支配株主持分	53
純資産合計	44,206
負債及び純資産合計	96,107

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	88,781
売上原価	67,879
売上総利益	20,901
販売費及び一般管理費	13,267
営業利益	7,634
営業外収益	
受取利息配当金	91
雑益	253
営業外費用	
支払利息	133
為替差損	43
雑損	197
経常利益	7,603
特別利益	
固定資産売却益	0
国庫補助金	23
特別損失	
固定資産売却損	39
税金等調整前当期純利益	7,588
法人税、住民税及び事業税	1,965
法人税等調整額	△97
当期純利益	5,720
非支配株主に帰属する当期純利益	3
親会社株主に帰属する当期純利益	5,717

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	54,058
現金及び預金	12,111
受取手形	1,315
売掛金	20,961
仕掛品	15,609
原材料	104
前払費用	1,350
短期貸付金	440
その他	2,167
貸倒引当金	△3
固定資産	28,726
有形固定資産	20,437
建物	4,359
構築物	1,387
機械装置	5,329
車両運搬具	47
工具器具備品	1,155
土地	4,507
建設仮勘定	3,651
無形固定資産	522
ソフトウェア	481
その他	40
投資その他の資産	7,766
投資有価証券	1,271
関係会社株式	2,087
繰延税金資産	4,234
その他	175
貸倒引当金	△2
資産合計	82,785

科目	金額
負債の部	
流動負債	31,600
支払手形	46
電子記録債務	5,330
買掛金	6,369
短期借入金	2,100
1年以内返済予定の長期借入金	695
リース債務	49
未払金	1,073
未払費用	5,809
未払法人税等	639
前受金	591
預り金	7,449
賞与引当金	1,030
役員賞与引当金	140
その他	274
固定負債	17,570
長期借入金	10,260
リース債務	32
資産除去債務	162
預り保証金	16
退職給付引当金	7,083
その他	15
負債合計	49,171
純資産の部	
株主資本	32,895
資本金	2,434
資本剰余金	2,216
資本準備金	2,150
その他資本剰余金	65
利益剰余金	39,448
利益準備金	221
その他利益剰余金	39,226
固定資産圧縮積立金	115
別途積立金	33,590
繰越利益剰余金	5,521
自己株式	△11,202
評価・換算差額等	718
その他有価証券評価差額金	657
繰延ヘッジ損益	61
純資産合計	33,613
負債及び純資産合計	82,785

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		78,137
売 上 原 価		64,879
売 上 総 利 益		13,257
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,055
営 業 利 益		4,201
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	1,469	
雑 益	213	1,683
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	147	
雑 損	171	319
経 常 利 益		5,565
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
国 庫 補 助 金	23	24
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 廃 却 損	38	38
税 引 前 当 期 純 利 益		5,551
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		884
法 人 税 等 調 整 額		△58
当 期 純 利 益		4,725

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

ダイハツインフィニアース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山直孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福竹徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイハツインフィニアース株式会社（旧社名 ダイハツディーゼル株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイハツインフィニアース株式会社（旧社名 ダイハツディーゼル株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

ダイハツインフィニアース株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山直孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイハツインフィニアース株式会社（旧社名ダイハツディーゼル株式会社）の2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

ダイハツインフィニアース株式会社 監査役会

常勤監査役 正 田 敦 己

社外監査役 松 原 佳 弘

社外監査役 中 谷 信 樹

以 上

